燃料

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　伊勢市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　令和７年 　月 　 日から令和７年 　 月 　 日まで

２　供給場所　　所在地

　　　　　　　　　　　名　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金額

単価１ℓ当り　　　　　　　　円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

　　　この請求に基づく契約金額について、乙は、伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき伊勢市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、伊勢市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は伊勢市には請求できない。

令和７年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　 甲　　伊勢市議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　 乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞